

外国人技能実習制度関係者講習会

平成30年12月20日（木）～12月22日（土）宮崎県水産会館において、外国人技能実習制度関係者講習会が開催され、多くの関係者が受講した。

この講習会は、平成29年11月に施行された外国人技能実習法により、外国人技能実習生を入れている監理団体の責任者及び技能実習機関の責任者、生活指導員について受講が義務づけられている。

技能実習責任者については、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（養成講習機関）によって実施される講習（養成講習義務）を受講する必要がある。

この講習会は、全国の主要都市において開催されるもので、通常は都合の良い都市、日時を選択して参加することとなるが、漁連に対し監理団体である（JF 北浦・JF 島浦町・JF 日向市・JF 日南市・JF 南郷・JF 栄松・JF 外浦）より主要漁業の休漁期間に併せて県内開催の要望を受け、JF 全漁連の協力のもと、養成講習機関である全国労働基準関係団体連合会主催による開催が実現した。

- 平成30年12月20日：技能実習責任者講習42名
 - 平成30年12月21日：技能実習指導員講習40名
 - 平成30年12月22日：生活指導員講習34名
- （各講習人数は、一般受講者は除く）